

(3) 補助事業計画の変更について

補助事業は、**採択・交付決定を受けた内容で実施いただくことが原則**です。
やむを得ず補助事業計画を変更する場合は、まず**変更承認申請の要否を確認**してください。
変更承認申請が必要であるにもかかわらず、**事前に承認を得ずに計画を変更した場合、補助金をお受け取りいただけなくなります。**

<変更承認が必要なケース>

- 交付決定を受けた事業計画に対し、**軽微でない内容変更**を行う場合
 - ◆ 軽微か否かの判断は補助事業の手引きをご参照ください。
 - 経費間で**大幅な流用が見込まれる場合**※1
 - 経費区分を修正する場合
 - 完了予定日を延長する場合※2 ※2実施期限を超えての延長はできません。
- ◇ 変更承認申請の**要否の判断がつかない場合は、事前に事務局までお問合せ**ください。

<変更承認の留意事項>

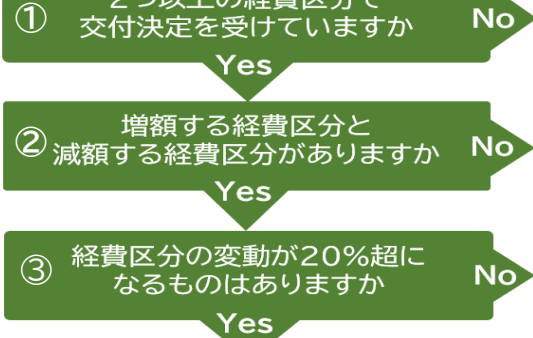
- **当初の計画にない取組や、新たな経費区分の追加はできません。**
- 内容によっては**計画変更が認められない場合があります。**

※1 経費間で大幅な流用が見込まれる場合

変更承認の申請要否のチェックフロー (大幅な流用に該当するか否か)

大幅な流用とは

- ① 2つ以上の経費区分を計上しており、
- ② 増額・減額する経費区分があり、
- ③ いずれかの経費区分の合計額が申請時と比べて**20%を超えて**変動している場合を言います。



変更承認必要

大幅な流用(20%超の流用)により、変更申請が必要となる例

